

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における警戒事態の
解消の判断の目安等に関する面談について

2. 日 時：令和4年2月28日 13:15～14:10

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、平野室長補佐、蔦澤防災専門職

(以下、テレビ会議システムによる出席)

宮地防災専門官

日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部危機管理課 課長、他3名

5. 要 旨

日本原子力研究開発機構から、「近畿大学における警戒事態の発生を踏
まえた対応」に係る EAL の見直しの方針に対する回答について資料 1 に
基づき説明があった。

原子力規制庁から、当該説明に対して以下の指摘を行った。

- ・ 相対的にリスクが小さい原子力施設が他の施設と混在する事業所
におけるEAL見直し方針については、今回の論点であるIAEAハザード分
類Ⅲに該当する施設とそれ以外のハザード分類に該当する施設を区
分して見直しの考えを示すこと。その際、見直しの考え方については
定量的かつ客観的な根拠を示すこと。
- ・ 警戒事態の「解消の判断の目安」及び「解消の判断の手続き」につい
ては、施設毎に「解消の判断の目安」の妥当性を網羅的かつ具体的に
示すこと

日本原子力研究開発機構から、上記の指摘を踏まえ再度検討するとの
回答があった。

6. その他

配布資料

資料 1：「近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応」に係る
事業者見解について

(日本原子力研究開発機構)